

中央会の主な事業等活動予定（10月）

平成28年9月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
10/8	土	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：我孫子電設協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
10/16	日	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県テントシート工業組合	工業連携支援部
10/19	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：市川歯科医師協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
■ 組合等基盤強化事業			
10/7	金	<u>地域組合等活動支援事業会</u> 対象：東葛地域組合懇談会	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
10/5	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第5回）</u>	商業連携支援部
10/12	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第6回）</u>	商業連携支援部
10/19	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第7回）</u>	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
10/20	木	<u>全国中央会 平成28年度 中小企業活路開拓調査・実現化事業 第3回委員会</u> 対象：（協）東金ショッピングセンター	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
10/20	木	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 農業交流研究会</u>	経営支援部 ☎043・306・3282
10/25	火	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 知財ビジネス研究会</u>	経営支援部
10/26	水	<u>千葉県中小企業団体青年中央会創立40周年記念式典</u>	工業連携支援部
■ その他			
10/5	水	<u>組合士養成講習会①（制度・会計）</u>	商業連携支援部
10/19	水	<u>第68回中小企業団体全国大会</u> 於：いしかわ総合スポーツセンター	総務部 ☎043・306・3281
10/19	水	<u>組合士養成講習会②（制度・運営）</u>	商業連携支援部
10/26	水	<u>組合士養成講習会③（会計・運営）</u>	商業連携支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成27年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	協同組合柏駅東口中央商店街連合			
	▼組合データ			
	理事長	石戸 新一郎	住所	柏市柏1-4-5
	設立	平成 25 年 6 月	業種	小売業、飲食店業
	組合員	4人		
テーマ	柏駅周辺の活性化計画について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	柏の葉アーバンデザインセンター ディレクター 田口 博之			

事業の活動内容

●時代とともに変化する、街の環境

戦後の復興から高度成長の時代、私たちの先輩方は目まぐるしく変わる社会の変化に対応しながら、日々の生活を営み、街を形づくってきた。現在は、バブル経済の崩壊（1991）やリーマン・ショック（2008）などによる経済の低迷に加え、少子高齢化による低成長社会に突入しており、将来に渡り持続可能な地域の形成が大きな課題となっている。今後、更に人口が減少し内需が縮小するなかで日本の街の多くはいつ消えてもおかしくない状況にあり、中心市街地の活性化や再生、コンパクトなまちづくりが昨今の重要なテーマとされている。

そもそも、街とは人々が集団生活を営む重要なインフラであった。それは集まって住むことや商業集積による利便性を享受するといった合理的な側面だけではなく、居心地の良い快適な生活環境や賑わい、また歴史や文化といった付加価値を備え共有する空間で

ある。しかし現代人の思考はプラグマシーの重視が進展し、また流動的なものへと変わっている。交通網の発展や利便性の向上、ライフスタイルや価値観の変化、更にはインターネットによる情報量の充実や拡大するEC市場（電子商取引）、流動化した不動産といった様々な環境の変化も相まって、街の求心力を楯としたサブプライヤー優位の時代から、消費者が自由を選択するユーザー主導の時代へと変化している。これは、街の存在意義そのものが問われていることに他ならない。ユーザーは、居住環境や行政サービス、職場環境や通勤、子育て環境の充実などの要因を加味して、より合理的に生活環境を選択することが可能となっている。今後は更に、選ばれる街とそうでない街の二極化が進むことが考えられよう。

「私が生活する街は、選ばれるだろうか？」
 選ばれる街を目指すのか、そうではなくとも存続しうる街を目指すのかは、その街の状況や環境によって異なる。しかし、趨勢に任せられる街は皆無といえる。街の将来を想像し、具現化していく過

程が「まちづくり」であり、私たち自らが街を存続させる為の戦略をもつことが必要となっている。本稿では、このような時代の「まちづくり」のあり方を、商業者達为先頭に立って実践している柏市の中心市街地の取り組みを例にしながら考えていきたい。

●柏駅周辺のまちづくり

柏市は千葉県北西部に位置する中核都市で、東京都心から30km圏内のベッドタウンである。東京都圏の拡大に伴って柏市の都市化は進み、この40年間で市の人口は約2.4倍にあたる40万人を越えるまでとなった。JR常磐線と東武野田線、そしてつくばエクスプレス線（首都圏新都市鉄道）といった鉄道や、国道6号線と16号線、常磐自動車道などの主要幹線道路が交差する、交通の要衝ともなっている。

1970年代、柏駅周辺の市街地再開発事業によって日本初のペダストリアンデッキが整備され、柏そごうやファミリカしわ、柏高島屋が相次いでオープンした。また、柏駅を中心とした16の商店街が形成されることで駅周辺に高度な商業機能が集積し、柏駅周辺は

広域商業の拠点としての地位を確立することとなった。

一方、郊外都市ならではの課題も顕在化しつつある。ベッドタウンとして発展した居住地の多くは、自然環境や近郊農業を減少させながら市域全体へと拡散し、日々の生活を自動車交通に頼る状況にある。また、医療施設をはじめとする公共施設や大規模商業施設（大型SC）の郊外化も進んでおり、特にこの10年間で郊外へ立地した大型SCの売場面積は合計81万平方メートルを越え、中心市街地に立地する百貨店等（売場面積計・約13万平方メートル）の6倍以上の規模となっている。そうした郊外の大型SCの攻勢に対し、中心市街地の発展を牽引してきた「そごう柏店」の閉店（2016.9）が決まったほか、吸引力の高いテナントが郊外の大型SCへ移行する傾向が見られるなど、中心市街地の衰退も懸念されている。また、駅前の不動産価値が高騰したことで個人商店は雑居ビルに取って代わることとなり、高い家賃収入を実現する一方で、全国チェーンの店舗で埋め尽くされた駅前商店街は他の都市と

の差別化が難しくなりつつある。

こうした課題を抱えながら、柏市の中心市街地は多くの市民によつてまちづくりや商業環境の改善に積極的に取り組んでいることに特徴がある。特に、地域関係主体が中心となり長い年月をかけて取り組んだソフト事業は、街のイメージアップや集客効果を生みだし、近年では「若者が集う賑わいのある街」として高い評価を受けている。こうした事業は、「柏駅周辺イメージアップ推進協議会」の設立（1998）を契機として、「かしわインフォメーションセンター」や「ストリートブレイカーズ」、「JOB ANAートラインプロジェクト実行委員会」などの多様な推進組織を設置し、行政等と協力しながら地元商店街のリーダーなどが中心となって運営されている。また、こうしたプログラムの体験した若い世代が新しいアイデアをもつてまちづくりに参入しているとともに、街の飲食店の体験イベント「ユルベルトKASHIWA」やコミュニティで地域の活性化を目指す「EDGE H.A.U.S」、大学生や若い研究者と街場との連携による街の魅力向

上と課題解決を目指した「柏クリエィティブベース」、更には、まちづくりの拠点となる「柏アーバンデザインセンター（UDC2）」の設立など、民間が主導する新たな活動の展開を確認することができている。世代がつながり連鎖しながら、中心市街地のまちづくりが継続して取り組まれているのだ。

近年では、柏駅東口のペDESTリアンデッキの改修（2012）や民間の起案・出資による同地上部分の公共広場整備と運用、駅周辺の歩行者優先化へ向けた検討など、ハード整備に関する取り組みもすすみ、現在はUDC2等を拠点に関係主体が協力しながら、都市の魅力向上と維持に向けた都市像の検討や推進方法、街の再開発などについての検討も始まっている。

●街を存続させるためのマネジメント

柏の中心市街地は、地元住民が中心となり時代のニーズに対応しながら、また様々な課題を解決しながら発展を成し遂げてきた。そして今、次の時代を見据えて、商業機能に特化した消費地から、魅力的で持続可能な都市へと街を再

編し、その存在価値を高めようとしている。多くの都市では行政のみに「まちづくり」を委ねたことで他と見分けのつかない街となり、また衰退の危機にも直面している。これに対して、柏市のように地域の関係主体が主導した「まちづくり」は効果を上げてきた。特に、地元や民間企業、行政等が連携して、街の再生に向けて柔軟に取り組んでいる点が重要と言えるだろう。

街の大小に関わらず、社会の様々な変化に対応するためには、私たちは自分たちの街をどのように維持していくのかを改めて考える必要がある。その上で、地域が主体となって地域の価値を創造・維持・発展させるためには、柔軟なエリアマネジメントの取り組みが不可欠となる。否応にも縮小していく街を、消滅ではなく魅力的な街へと向かわせられるかは、これまでの常識や価値観を越えた行動に委ねられており、それは、行政のみならず、市民や民間企業、事業者や建物・土地所有者に至るまで、街に生きるあらゆる人たちに発せられる問いとなっている。

（田口 博之）

テーマ

地域産業を担う人材の確保・育成

業界独自の職業訓練校開校が技術の伝承や組合青年部設立に大きく寄与

鳥取県左官業協同組合

個々の企業の技術指導ではなく、業界の組織として技術の伝承・向上を図るため、組合員が企業の枠を超えて、人材育成、後継者育成のために自己の技術を指導員として供与している。

背景と目的

建設業の中でも歴史と伝統的な技術を持った左官業は小規模・個人・零細企業が多く、個人の技術力のみで成立していた。しかし、時代の変革と次世代への技術継承と業界の生き残り戦略のために任意組合時代の昭和53年4月に「鳥取県左官高等職業訓練協会」を発足。訓練校を運営し、組合員企業の従業員等に対する認定職業訓練を開始した。

事業・活動の内容

職業訓練校は、10人定員（1年・

2年合計）であるが、昭和53年の開港以来130名もの卒業者を数える。

年間カリキュラムは、高度な技術の継承を念頭に置き、指導員免許を所持している組合員が講師を務めながら指導員会議を開催して編成している。

訓練内容は、学科と実技で、2年間の訓練機関で研修総時間は2,800時間となる。また、組合の教育部会が実施する技能講習会・実技研修会や全国技能競技大会、鳥取県技能祭への参加など新しい左官材料や新工法の知識習得を図るとともに、訓練生にも参加、見学させるなど人材養成、後継者育成に努めている。

訓練校の開校は、効率の悪い技術職人材の技術継承を解消し、計画的な人材育成と多能工としての後継者育成が可能となったほか、新建材の普及など左官工事も多様

化するなか、従業員が多くの知識を習得でき、技術のレベルアップが図られている。小規模事業者が多い組合組織にあつて、高度な伝統技術・人間力向上に着実な成果を上げている。

成果・効果

訓練校を卒業した組合員企業の後継者同士のつながりもできており、組合としての後継者育成にもつながっている。次世代経営者の組織として、平成20年度には組合青年部を25名の会員により設立した。青年部の会員の中には訓練校の卒業者も多く、人的なつながりを強めている。

組合では、青年部員を理事に登用しており、各種講習事業・大会の運営に大きな戦力となるほか、青年部が中心となって独自の技術講習、技術伝承のPR活動も行っている。



▲職業訓練校における授業の様子

▼泥だんごづくりを通して左官をPR



鳥取県左官業協同組合

住所：〒680-0915
鳥取県鳥取市緑ヶ丘3丁目14-1
設立：平成6年10月
出資金：39,700千円
電話：0857-26-5120
URL：
<http://www.chuokai-tottori.or.jp/~sakangyo/>
業種：左官工事業
組合員：85人

組合 Q & A

加入拒否の「正当な理由」の解釈について

Q II 中協法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、その正当な理由とは、どのような理由をいうのか。

「A」 「正当な理由」とは、組合員資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、中協法の趣旨から、あるいは社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

「正当な理由」として認められるものとしては、次のような場合が考えられる。

- ① 加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合
- ② 除名された旧組合員が除名直後又はその除名理由となった原因事

実が解消していないのに加入申し込みをしてきた場合

③ 加入申し込み前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合

④ その者の日頃の行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合

⑤ その者の加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

⑥ 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば、契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべて組合員に公平に適用されることが必要である。）

② 組合側にある理由

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用料に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合

なお、「正当な理由」に該当するか否かについては、その事実をよく調査し、その実情に応じて判断するのが適当と考える。

組合諸規定の決定機関について

Q II 本組合では、組合運営に必要な規定類を現在作成中であるが、下記のものには総会の承認を売る必要があるものか、理事会の決定のみにてよいものか教示願いたい。
 文書処理規定、服務規定、人事規定、給与規定、退職金規定、昇給規定、旅費規程

「A」 組合の文書処理規定、服務規程、人事規定、給与規定、退職金規定、旅費規程等主として組合の業務執行上必要な関係を規律する内規的なものの決定は、理事会の議決をもって足り、総会の議決を経る必要はない。

ただし、給与規定、退職金規定が常勤等の役員に適用される場合は、理事会の決定では事柄の性質上適当でないもので、総会の議決を経て決定するのが望ましい。

なお、役員選挙規約、共同施設利用規約（実際には役員選挙規定、共同施設利用規定といっている場

合が多い。）等組合の業務運営その他一定の事業執行に関し、組合と組合間を規律する自治法規的なものについては総会の議決を経て決定しなければならない（中協法第34条参照）。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

○ 4行記述問題からの出題

〔本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。〕

【第1問】 総会招集の手続きについて述べよ。

【第2問】 組合員による理事会の招集請求について説明せよ。

【第3問】 原始加入の手続きについて説明せよ。

《解答》【第1問】 総会は、その招集を理事会で決定し、総会の10日前（これを下回る期間を定款で定めたときはその期間）までに、会議の目的たる事項を組合員に示し、定款に定めた方法に従って招集しなければならない。なお、組合員全員の同意があれば招集の手続きを省略できる。【第2問】 組合員が理事会の招集を請求できるのは、理事が組合の目的の範囲外の行為その他の法令・定款に違反する行為をするか、する恐れがあると認められるときである。理事会の目的を示して招集請求した組合員は、その理事会に出席して意見を述べることができ、第3問）組合員たる資格を有する者が組合に加わらなければならない。加入の承諾があった時は、加入希望者は引受出口数に応じた金額を払込む。加入の効果が生じるのは、その支払が終わった時である。

テーマ

太陽光発電システム設置工事の短納期化の実現

千葉県貿易協同組合 組合員企業

パトナ株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のついでに！

当社は平成10年4月に設立され、現在に至っ

ている。

設計、材料、施工一貫の仮設トータルシステムを中心に事業を展開してきた。

平成23年からは新たな事業展開を目指し、太陽光発電事業に進出し、今後の主力事業として育成して行くこととした。

平成25年2月に、事業の合理化を目的に現在の土地に業務を集約させた。

現在の住宅リフォームマーケットは、ハウスメーカーもしくはそのグループ企業を中心として市場が拡大しており、ホームセンター系、家電量販店系、百貨店系の流通事業者など、さまざまな業界の事業者が進出を始めている。

日本の住宅政策は2006年の住生活基本法成立により、量の確保から質の向上へ大転換をしており、今後、リフォーム市場は①住宅ストックの活用、②築30〜40年の住宅の増加、③政府によるリフォーム市場の後押し政策、④太陽光発電などのエコ商品に対する需要増、の4つを追い風に拡大することが見込まれている。

東日本大震災の影響により、住宅業界全体で復興需要が生まれるとともに、リフォーム市場では耐震診断や原発代替エネルギーとし

ての太陽光発電設備に対する需要が拡大するとも見込まれている。

テーマは？

1. テーマ

『太陽光発電システム設置工事の短納期化の実現』

2. 計画期間

▽平成26年3月〜平成29年7月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●従来の問題点

太陽光発電関連業界は競争が激しく、価格競争に巻き込まれないためにも当社の特長を打ち出していく必要があった。そのため、他社の事業や特長を徹底的に調査し、同時に自社の強みや課題などを整理して、差別化要因を抽出するなど検討を重ねてきた。その結果、足場・太陽光パネル・電気工事を一括で請負っている施工会社が他社には無いことが判明した。

○新たな取り組み

そこで、当社スタッフの強みである設計・

足場施工・太陽光パネルの設置工事・配線工事を一括で実施するための技術を有する社員を中心に、太陽光発電パネルの設置工事をワンストップで一括受注ができないか、現場にて試行してきた。

当社は、入社後、各現場を二通り経験させ、その後、適正とチーム内の相性を見てどの現場がその人に合っているか判断し、適正部署に配属している。また、毎月1回社内にて全体会議（現場及び管理者）と週1回管理者会議を実施し、施行技術やノウハウの共有を行っている。

さらに、2〜3ヶ月に1回2名ずつ、外部の研修会に参加させ最新の施行技術の習得と技術スキルの向上を実施している。

また、太陽光を設置する際に必要となる、太陽光メーカー発行のIDの取得を実施している。現在は1人で最大8メーカーの太陽光施行IDを取得し、多種にわたり太陽光の施工を可能としている。

以上のように、当社は、常に最新の情報と施行技術を習得するような教育を実施している。

当社は、十分な資材ヤードを保有しており、適正在庫を常に確保し管理している。また、売上の大半を占める建設用足場の施工が本業であり、足場工事も材工一貫で提供している。工事に関わる工程は、PCで行い、汎用の一括管理ソフトを当社の施工計画に沿ってカスタマイズし、各担当者に工事情報を入力させ工事・工数管理を実施することで合理化を図った。一括受注により従来の工期を大幅に短縮できる見込みが付き、そのことを従来から取

引のあった大手ハウスメーカーなど販売店にPRしたところ、他社にはない仕組みを受入れられ、受注することができた。通常戸建2階屋の場合、他社では工期は3日であるが、当社は1日で、足場の組立・太陽光設置・電気工事・足場の撤去という一連の作業を完了できることが明確になった。

また、集合住宅等の場合、他社は6日かかるところ、当社は3日で全ての作業を完了することができ、このように安定して工期を短縮できる仕組みを構築できた。

今後の事業展開は？

当社のこの取り組みにより、販売店は施主に対して短い工期をアピールでき、分業発注の間も省く事ができる。施主としては工事が早く終了するため、工事中の煩わしい負担が軽減する。また、さらなる工期の短縮や業務の効率化を図るため各現場に一括管理ソフトと連動したタブレット端末を使ったシステムを導入し、生産効率を向上させることで売上拡大を図った。

以上の仕組みを導入し、当社の強みである、工事一括請負が発揮できる為、既存構築物への設置や野立（地面置）工事への事業を拡大し売上を拡大して行く。さらに、受注先へのPRにもなり、今後の販路開拓に向けて積極的な営業活動の展開ができる。

社長への一言

「皆様のベストパートナーとして」



企業プロフィール

- 【団体名】 千葉県貿易協同組合
- 【企業名】 パトナ株式会社
- 【代表者】 米良 暁
- 【所在地】 千葉県千葉市緑区越智町1887
- 【電話番号】 043-295-6790
- 【従業員数】 46名
- 【業種】 総合仮設 / 電気工事業
- 【URL】 <http://www.patona-ymz.co.jp/>
- 【承認年月日】 平成26年2月28日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

人材不足が叫ばれる昨今、建設業界は特に深刻な状況であり、当社も抱えている問題であります。しかしながら即効性のある解決は、難しいとも感じております。しかし、当社の強みであるワンストップ施工の核となる社員のさらなる技術力向上を目指し各種資格取得に力を入れており、レベルアップこそ新たな人材を確保する原動力になるのではないかと考えております。

「信用から信頼へ」当社の技術力がお客様にとって最適なビジネスパートナーの「パトナ」であるため、全社一丸となり、進んで参ります。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎04333063282

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成28年8月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から1に減少。「減少した」業種は3から13に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から10に増加。「減少した」業種は8から11に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は0から1に増加。「悪化した」業種は14から10に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3のまま変化なし。「減少した」業種は10のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から3に減少。「減少した」業種は12から15に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から2に減少。「悪化した」業種は19のまま変化なし。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

毎週のように台風が発生したため客足、製造数量等全体的に影響を与えた。国産大豆の落札価格が前年より下がっている事は良いのだが、天候による売上への影響が大きすぎた。業界の動きについて、営業許可の期限終了、機械の故障、高齢化による事が要因により廃業される店が増えてきた。

酒類製造

【県内全域】

前年比・前月比とも減少。ただし、価格帯が比較的高い特定銘柄酒は引き続き好調。

製材

【木更津】

8月はロシア船1隻入港、他の入港はなし。在庫数量は減少傾向。

印刷

【県内全域】

先行きの暗さは変わらない。紙の出荷量が減っている。しかし、紙メーカーは値上げの効果で増収増益。大日本印刷が印刷技術による有機ELの量産化へ。昨年度の景気対策で実施されたプレミアム商品券の発行が見送られた。

電気鍍金

【県内全域】

8月は稼働日数が減少のため、毎年前月より減少するが、仕事量

のパイは年々減少している。

鉄工

【千葉】

景況の変化について、景気全体に先行き不透明感が強まっている中、組合員各社の「現状から脱したい」との期待感とは裏腹に、はっきりしない流れが続いている。

機械部品製造

【野田】

景況の変化について、一部の業種では、業績が前月よりは好転したが、多くの業種では変わらず。

機械部品製造

【流山】

景況の変化について、休みの関係もあり、全体的に受注が少なくようである。

機械部品製造

【柏】

昨年は、7月以降受注減。今年は8月以降受注増。業界動向は、医療・工業用マシン・開発試作の引き合いが伸びている。雇用、技能・技術・人材の採用ができないことが課題。

金属製品

【船橋】

景況感は停滞が続いている。

碎石

【県内全域】

前月比でズリの出荷量は30%の落ち込みである。都知事が変わった関係で港湾工事も3年程度見込めない状況である。横浜港南本牧埠頭関連で年度末に若干の硬質砂

岩の出荷が見込まれる。

【土砂採取】 【県内全域】

ここ何ヶ月か変化はなく、オリンピック特需はまだ実感できない。低出荷状況は本年度中は継続すると思われる。前年同月に比べ売上、出荷とも大幅な下落傾向にあり、立ち直りの兆しがなく、低出荷状況は本年度中は継続すると思われる。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【総じて、盆休みの影響で売上は前月比若干減少。【種類卸】猛暑にも関わらず、ビール・ビール系飲料の出荷量が前年比葉4%減少(要因不明)】

【食肉卸売】 【千葉市他】

景況の変化は、前月と変わりません。業界動向は、酪農家の減少が進んでいることから、牛の屠畜頭数が減少している。豚の病気(PED)も終息していないので、豚の生産頭数の減少が続いている。

【建築材料卸売】 【県内全域】

民需、官需共に激減。契約残も減少。新規無し。極めて悪化している。しかも、当分の傾向は続く。特に千葉、首都圏は無論、全

国でも最も低迷する懸念がある

【自動車解体】 【県内全域】

スクラップ価格はわずかに上昇しているが、前年までは届かず。廃車発生は少ないため仕入れ価格は高止まり。

【乾物卸売】 【県内全域】

景況の変化について、変わらず低調。

【卸売】 【茂原】

台風や地震の影響で消費はあまり芳しくありません。残暑の影響もあるのでしょうか。

【電気機器小売】 【県内全域】

景況の変化について、天候不順のため、期待のエアコンの販売が厳しかった。全体の販売も下がっている。

【青果小売】 【千葉】

高齢者宅の家電無料安全点検を9月に実施するための企画会議を開催した。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】

果物は例年より早出となり、順調な入荷に対してきた日本を台風が毎週のように通過しているため、野菜は被害が少しずつ出てきている。9月度はその影響が避けられないと考えている。

特に変化を感じることはない

が、中古車の流通量は若干増えていく。ボーナス時期後の買い替えによるものと思われる。

【小売】 【東金】

ファッション関連品は、減少。特に後半の動きがなかった。日用品関連は減少傾向が続いている。食品関係は、相変わらず客数減で苦戦をしている。飲食関係は、客数が若干減っているので売上が減少傾向にある。

【小売】 【野田】

夏物バーゲン・お中元・お盆商戦の盛り上がりも鈍化傾向にある。儉約・節約傾向が、ますます強くなっているようだ。

【小売・サービス】 【柏】

長期で見ると地域の高齢化が商売に大きく影響していると思われる。40代以下の購買層がショッピングセンターへの依存、ネットでの購入等で地域商店街での商品購入は飲食以外での買回り品は完全先細り状態。唯一顧客化している層も高齢化で来街しづらい、亡くなった等の例を多く聞く。8月の景況は後半の天候不順で良いという声は聴かない。最近繊維不況もあり、有名メーカーへの他業種からの資本参加や子会社化が見られ

るようになり業界再編が進みつつあるように見られる。低価格化はますます進行中。

【遊覧船】 【鴨川】

景況の変化について、台風による欠航が9日(前年同月6日)あり、経営的に厳しい月となった。

【学習塾】 【県内全域】

景況の変化について、夏期講習によりやや好転した。

【土木建築サービス】 【県内全域】

景況の変化について、4~6月期GDP速報値は年率換算0.2%増と、かろうじて2四半期連続のプラス成長となったが、柱となる個人消費はふるわず、マイナス金利や補正予算などの政策効果が下支えしたのが実態である。円高や輸出が企業の設備投資を下押ししており、国内景気は足踏み状態が続いている。

【貨物運送】 【野田】

景況の変化について、8月の売上は前月比は伸びましたが、前年同月比は減少状況であった。その他は変わりありません。

平成29年 中小企業団体千葉県新春交流会

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会

問合せ先 総務部
 千葉市中央区富士見 2-22-2
 千葉中央駅前ビル3F
 TEL043-306-3281

- 1、開催日時 平成29年1月27日(金)午後3時30分～午後6時
- 2、開催場所 ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」
- 3、参加費 5,000円
- 4、内 容 ① 表彰式
 ② 賀詞交歓会



***参加申し込み等については「中小企業ちば」10月号(本誌)に同封いたします。**

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！！

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～1 組合 1 組合士！事務局機能の強化は人材育成から！
さあ、今こそ中小企業組合士になろう！～

本誌 9 月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12 月 4 日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成 28 年 10 月 5 日（水）～平成 28 年 11 月 22 日（火）のうち全 6 日間
- (2) 場 所 千葉中央駅前ビル 5 階会議室（千葉市中央区富士見 2 丁目 2 番 2 号）
- (3) 内 容 下記（II. 講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000 円
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか 1 科目ごと 1,000 円

II. 講習会日程表

月日	時間	13:20 ～ 14:50	15:00 ～ 16:30
10/ 5 (水)	組合制度	中小企業等協同組合法の解説	組合会計 組合士受験の為の会計基礎
10/19 (水)		中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	
10/26 (水)	組合会計	税務に関する出題のポイント	組合運営 組合事務管理の実務
11/ 9 (水)		組合士受験の為の会計決算	
11/16 (水)	組合制度	中小企業団体の基礎 商店街振興組合法の基礎 組合制度 問題演習	組合運営 労務管理・労働法通論
11/22 (火)	組合会計	組合会計 問題演習	

※各科目は本会指導員が担当します。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会商業連携支援部（TEL:043-306-3284）までお願いします。

千葉県最低賃金改定のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成28年10月1日から
時間額 842円
（従来の817円から25円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意下さい。
- ・「千葉県最低賃金総合相談支援センター」におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用下さい。
(☎ 0120-026-210)

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

■ 御利用下さい

24時間テレフォンサービス
千葉労働局ホームページ

TEL : 043-221-4700
<http://www.chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策を公表します

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においては、「最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされています。

これを踏まえ、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金等について、助成額等の拡充などを盛り込んだ平成28年度第二次補正予算案が8月24日に閣議決定されましたので、その内容について公表します。

○拡充のポイント（助成金の支給にあたっては補正予算が成立することが前提となります。）

【業務改善助成金】

支給対象を事業場内最低賃金が800円未満の事業場から1,000円未満の事業場に拡充するほか、引上げ額に応じた助成コースを追加し、助成率も拡充します。

【キャリアアップ助成金（賃金規

定等改定（処遇改善コース）】

中小企業が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合に助成額を加算します。

また、特例的に、平成28年8月24日以降に上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

申請のあった企業において、生産性の向上が認められる場合は、さらに増額します。具体的な生産性要件については、追って厚生労働省のホームページに掲載されま

す。

◎詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

生活習慣病とは

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群」と定義されています。代表的なものとしては、がん、高血圧、糖尿病、脳血管疾患、虚血性心疾患などがあります。日本人の約6割の方が、がん、脳血管疾患、虚血性心疾患で亡く

なっており、元気で長生きのためには、生活習慣病にかからないことが基本になります。

高血圧や糖尿病などは、一度かかると長期にわたって治療を続ける必要があります。十分に治療がされないで重症化し、さまざまな合併症を引き起こす原因になります。

予防のためには、普段から食べ過ぎやお酒の飲み過ぎに注意し、体を良く動かすこと、十分な睡眠とストレスの解消を図ることなどが大切です。

肥満気味の方は、肥満を解消することが大切です。

食事の取り方

1. 腹八分を守って食べ過ぎない。肥満している方は、油（脂）を多く使用した料理や菓子類や砂糖の入った飲み物の取り過ぎに注意しましょう。
2. いろいろな食品をバランス良く食べる。
3. 食事は、主食・主菜・副菜、汁物などを揃え、いろいろな食品をバランス良く食べましょう。
3. 朝、昼、夕の3食を欠かさずに食べる。

朝食は1日の始まりのエネルギー

ギョー源になります。立ち食いそば1杯、おにぎり1個でも食べないよりましです。

4. 味付けは、薄味を心掛ける。普段から薄味を心掛けましょう。

血圧の高い方は、漬け物や佃煮、練り製品、干物、肉類の加工品、めん類、汁物など塩分を多く含む食品を1日にいろいろ食べないようしましょう。

5. 果物や牛乳・ヨーグルトなどを毎日取る

（公益社団法人千葉県栄養士会 会長 長谷川 克己）



会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ◎行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◎例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◎また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ◎課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◎目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◎目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◎自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ◎目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◎一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◎従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◎行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ◎行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、堀江まで（☎ 043-306-3282）